令 和 8 年 度

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づく随意契約

（見直し）

ここに公表する内容は、令和 8 年 10 月 1 日現在での発注見通しのある地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する者（障害者支援施設、シルバー人材センター等）との随意契約、及び同項第 4 号の規定に基づく随意契約について、透明性及び公正性を確保するため、近江八幡市契約規則第 21 条の 2 の規定に基づき、公表するものです。

この時点で発注が想定されない業務、入札等の見通しの立たない業務、業務概要が未定の業務等については記載しておりません。

このため、この公表以後に内容が変更になる場合、公表以後の状況の変化により発注されない場合、またはここに公表されていない業務等が発注される場合があります。

近江八幡市総務部契約検査課

該当なし